

告 示

埼玉県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	山崎 正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一